

ごみ貯蔵機器事件（特許権侵害差止等本訴，損害賠償反訴事件）	
事件の表示	平成 24 年（ネ）第 10015 号 判決言渡：平成 25 年 2 月 1 日 担当部：知財高裁特別部（大合議部）
判決	請求容認
参照条文	特 102 条第 2 項
キーワード	損害額の推定

## 1. 事案の概要

ごみ貯蔵機器およびごみ貯蔵カセットに関する特許権(特許第 4402165 号、本件特許権)を有する控訴人(1 審原告)が、被控訴人(1 審被告)に対し、1 審被告が輸入・販売する紙おむつ用のごみ貯蔵カセットが 1 審原告の本件特許権等を侵害するとして、1 審被告製品の輸入販売等の差止め及び廃棄、並びに損害賠償を求めた事案である。

## 2. 控訴人(1 審原告)と被控訴人(1 審被告)の関係

1 審原告はイギリスの「サンジェニック」という会社であり、1 審被告は「アップリカ」という会社である。

1 審被告の前身であるアップリカ育児研究会アップリカ葛西株式会社(旧アップリカ)は、日本における 1 審原告の総代理店として本件特許発明に係る製品を販売していた。

その後、1 審被告との販売代理契約を 1 審原告は更新せず、1 審原告は販売代理店を「コンビ」社に変更した。

## 3. 原審(平成 21 年（ワ）第 44391 号、平成 23 年（ワ）第 19340 号)

日本国内において本件特許権を原告が実施していたと認めることはできないので、特 102 条第 2 項の推定の前提を欠き、同項に基づき損害額を算定することはできない。同条 3 項に基づき算出した損害賠償(実施料相当額)の支払を認める。

## 4. 主な争点

1 審被告の本件特許権侵害による 1 審原告の損害額の算定方法

## 5. 裁判所の判断

### (1) 特許法 102 条 2 項を適用するための要件について

特許法 102 条 2 項は、民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求めるためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者

が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。このように、特許法102条2項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であって、その効果も推定にすぎないことからすれば、同項を適用するための要件を、殊更厳格なものとする合理的な理由はないというべきである。

したがって、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであり、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。そして、後に述べるとおり、特許法102条2項の適用に当たり、特許権者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではないというべきである。

## (2) 本件についての判断

1審原告は、A社(コンビ社)との間で販売店契約を締結し、これに基づき、A社を日本国内における1審原告製品の販売店とし、A社に対し、英国で製造した本件特許発明に係る1審原告製カセットを販売(輸出)していること、A社は、1審原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売していること、もって、1審原告は、A社を通じて1審原告製カセットを日本国内において販売しているといえること、1審被告は、1審被告製品を日本国内に輸入し、販売することにより、A社のみならず1審原告ともごみ貯蔵カセットに係る日本国内の市場において競業関係にあること、1審被告の侵害行為(1審被告製品の販売)により、1審原告製カセットの日本国内での売上げが減少していることが認められる。

以上の事実経緯に照らすならば、1審原告には、1審被告の侵害行為がなかったならば、利益が得られたであろうという事情が認められるから、1審原告の損害額の算定につき、特許法102条2項の適用が排除される理由はないというべきである。

以上